

平成30年度（一社）岐阜県観光連盟推奨観光土産品審査要領

1 審査の申請について

(1) 審査の申請

（一社）岐阜県観光連盟の会員であって、観光土産品の製造販売を行っている者とする。
ただし、会員以外で推奨を受けようとする者は、当連盟に加入することを条件として申請することができる。

※新規に加入される方には、会員加入申込書と、会費の納付書を送付いたしますので、指定した期限までに納めてください。

(2) 対象となる土産品

申請されます商品にあつては、「2 審査基準」に適合している土産品であること。
また、申請にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ・商品の包装等に記載される商品名、キャッチコピーやイラスト、写真等は、不当景品類及び不当表示防止法を遵守し、根拠を持ったものとして下さい。
(例：「日本一」「最高級」「名産」「特産」「名物」「飛騨産など特定の地名を入れたもの」など)
- ・食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律、及び食品表示法に基づいた「一括表示」や「原料産地表示」など法令に遵守したものとして下さい。

(3) 申請土産品数

制限しない。

(4) 審査手数料

区 分	審 査 料
①新規申請の場合 (推奨期間が過ぎている場合を含む。)	1品目 7,560円
	2品目から 3,250円
	ただし 他に推奨を受けている場合 1品ごとに 3,250円
②継続申請の場合	1品ごとに 3,250円

審査手数料の計算（例）

○新規申請で3品申請する場合

1品目は7,560円、2品目から3,250円なので…

7,560 × 1 = 7,560円

3,250 × 2 = 6,500円

審査手数料 = 合計 14,060円

○継続申請及び他に推奨を受けている場合

1品ごとに3,250円なので…

審査手数料 = 3,250円 × 申請品数

(5) 申請方法

①審査スケジュール（予定）

申請内容	月日	提出等について
【1】 新規・継続 申請	10月10日 から 10月31日 まで	<p>◆観光連盟に下記の3点をご提出下さい。</p> <p>①審査申請書（様式1）・・・・・・・・・・1事業者1部</p> <p>②観光土産品説明書（様式2）・・・・・・1品ごとに1部</p> <p>③外装（包装紙・箱）の見本（写真でも可）・・・・・・1品ごとに1部</p> <p>※同一商品であっても、価格、内容量、包装の絵柄、デザイン、名称等が異なる場合は、別個の商品とみなしますので、それぞれに申請手続きが必要となります。</p>
<p>※申請されたい方は先ずは【1】新規・継続申請を10月31日までに行って下さい。</p> <p>※各種申請書は (https://www.kankou-gifu.jp/notice/) のWebページからダウンロードしてください。</p> <p>【2】以降のスケジュールは適宜、観光連盟より連絡いたします。</p>		
【2】 審査手数料 の納入	12月3日 まで (予定)	<p>◆観光連盟の規程に定める審査手数料を請求いたします。</p> <p>※請求書は申請手続後の11月中に送付いたします。</p> <p>納入期限までに納付がない場合は、申請はなかったものとして取り扱います。</p>
【3】 申請した商品 のご送付	12月10日 から 12月14日 まで (予定)	<p>◆審査会用に申請した商品を観光連盟にご提出下さい。</p> <p>①申請した商品・・・・・・・・・・1~2品</p> <p>※申請商品の提出については別途通知しますが、その際には販売時と同様の仕様によりご提出してください。</p> <p>また、審査会では審査員による試食を行うため、食品、飲料などは審査後に返却はできません。</p>
	賞味期限が 短いもの	<p>※審査会を12月19日(水)20日(木)の2日間で実施いたします。</p> <p>賞味期限が短く、上記の送付期間で送付が不可能なものは、12月17日(月)18日(火)の間に送付下さい。</p>
景表法の 確認	12月19日	<p>県庁の所管課による不当景品類及び不当表示防止法(景表法)の確認をいたします。</p>
審査会	12月20日	<p>◆観光連盟が任命した有識者等による審査会を行います。</p> <p>申請者に来て頂く必要はありません。</p>

※実施月日等は変更する場合がございます。

- ②提出書類
- ・審査申請書（様式1）・・・・・・・・・・1事業者1部
 - ・観光土産品説明書（様式2）・・・・・・・・・・1品ごとに1部
 - ・外装（包装紙・箱）の見本（写真でも可）・・・・・・・・1品ごとに1部
- ※各種申請書は（<https://www.kankou-gifu.jp/notice/>）のWebページからダウンロードしてください。

③提出方法 平成30年10月31日（水）までに必着のこと。

(6) 審査会

開催予定日 平成30年12月20日（木）

2 審査基準

審査は（一社）岐阜県観光連盟推奨観光土産品規程にかかる次の事項の他、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び、食品表示法に基づいて行うこととします。

- | | | | |
|---|------|---|-----------------|
| { | 【基準】 | 一 | 郷土色が豊かであること。 |
| | | 二 | 品質が優れていること。 |
| | | 三 | 価格が適正であること。 |
| | | 四 | 意匠、包装が優れていること。 |
| | | 五 | ある程度の保存ができること。 |
| | | 六 | 表示と内容が一致していること。 |
| | | 七 | その他会長が必要と認める事項。 |

3 申請先・お問合せ先

〒500-8384

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎4階

一般社団法人 岐阜県観光連盟（担当：野村）

TEL：058-275-1480